

## 保証制度のポイント

# 優良ランク保証Ⅲ(ファイブ1000)

### 1 保証対象者

財務内容が健全な個人事業主であり、かつ申込金融機関が支援する先

### 2 資格要件

県内に事業所を有し、保証対象業種に属する個人事業主であって、以下の要件を満たす方

- (1)創業後3年以上同一事業を継続して営んでいること
- (2)原則として、申込金融機関と与信取引が1年以上あること
- (3)次の全てに該当する方

#### ココをチェック!!

優良ランク保証シリーズの第3弾(※通常の保証料率より0.15%優遇されています)

- ①青色申告者であり、且つ貸借対照表を作成している
- ②直近の申告における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会の保証料率区分が「第5区分」以上(スコアリングが64点以上)であること

### 3 保証限度額

1,000万円

### 4 資金使途

運転資金

#### ココをチェック!!

短期資金(手貸恒常資金)の利用も可能です!

### 5 保証期間

15年以内 (ただし、一括返済の場合は1年以内)

#### ココをチェック!!

最長15年の超長期保証が利用できます!

### 6 その他

※金融機関から当協会宛に、本商品の申込取扱いについて、所定の「事前照会書」による事前照会が必要です。

※当該申込人の経営にとって、有益となる場合に限りプロパー資金の旧債振替を認めています。

## 〈優良ランク保証Ⅲ（ファイン1000）に係る事務処理フロー〉



- ① お客様に「ファイン1000」の利用意思があるかどうかを確認します。  
(※対象者は個人事業主のみです。)
- ② 金融機関は、「事前照会書」を作成し、申込が可能かどうか等を信用保証協会に照会 (FAX、持込、郵送) します。  
※「保証料率区分」の判定が必要となりますので、必ず事前に当協会までご照会ください。  
※資格要件を必ずチェックしてください。
- ③ 信用保証協会から、申込の諾否、保証料率、保証条件等を回答 (FAX) します。  
※金融機関のプロパー貸金の「旧債振替」を伴う場合には、既存債権の確認資料 (取引明細書等) を同時に提出していただきます。なお、正式申込時に下記申請書に原契約書 (写) を添付して提出してください。
- ④ 事前照会の回答を受けた金融機関は、「事前照会回答書 (写)」を添付のうえ、正式に信用保証協会に保証依頼を行います。  
※照会回答から30日以内に保証申込がない場合は、回答は無効となります。
- ⑤ 信用保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。
- ⑥ 保証承諾を受けた金融機関から融資実行されます。

### 【事前照会・回答書の様式】

**ファイン1000事前照会書**

保証料率区分

区分	保証料率	貸借対照表
第1区分	0.5%	貸借対照表
第2区分	0.7%	貸借対照表
第3区分	0.9%	貸借対照表
第4区分	1.1%	貸借対照表
第5区分	1.3%	貸借対照表

**事前照会回答書 (ファイン1000)**

保証料率区分

区分	保証料率	貸借対照表
第1区分	0.5%	貸借対照表
第2区分	0.7%	貸借対照表
第3区分	0.9%	貸借対照表
第4区分	1.1%	貸借対照表
第5区分	1.3%	貸借対照表

### 【旧債振替の申請書】

**既存債権充当 (約定書第3条) 申請書**

保証料率区分

区分	保証料率	貸借対照表
第1区分	0.5%	貸借対照表
第2区分	0.7%	貸借対照表
第3区分	0.9%	貸借対照表
第4区分	1.1%	貸借対照表
第5区分	1.3%	貸借対照表

(注1) 手貸恒常資金としての利用も可能ですが、資格要件を欠くことになった場合は、「更新」は認められないので、ご留意ください。なお、この場合には完済するか一般保証等で分割返済へ借換 (または条件変更手続き) する必要があります。

(注2) 「旧債振替」は、当該申込人にとって有益となる場合であって、当協会が特に認めた場合に限ります。